

令和6年度 第1回鴨川市スポーツ推進審議会

次 第

日 時 令和6年8月2日（金）
午前10時から
場 所 鴨川市総合運動施設交流棟1階
市民ラウンジ会議スペース

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 議 件

(1) 協議事項

全国及び国際的な競技スポーツ大会の出場に係る奨励制度の創設について
<資料1・2>

(2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

令和6年8月2日
スポーツ推進審議会 資料1

全国及び国際的な競技スポーツ大会出場の奨励制度について

1 奨励制度の目的

日頃の厳しい練習を経て成し得た全国大会、国際大会等への出場にあたり、次世代を担う選手を激励し、支援を行うことにより、地域スポーツの魅力アップと活性化を図る。

2 奨励制度の概要（案）

(1) 制度名称 (仮称) 鴨川市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱

(2) 対象者 国際大会等の開催日初日時点において、18歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある選手等であって、次の各号のいずれかに該当する場合。ただし、監督・コーチ・マネージャーのみを務める者、プロ契約をしている選手等を除く。

- ① 鴨川市の住民基本台帳に記録されている者
- ② 前号に該当する者が所属し、市内に拠点を有する団体
- ③ その他鴨川市に所縁があり市長が特に認める場合

(3) 対象大会 県予選会を経て選抜された、或いは明確な基準により選出された選手等を対象とする次の各号のいずれかに該当する大会

① 国際大会 オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界大会、アジア競技大会又はこれに準ずる大会

② 全国大会 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会(中央競技団体及び準加盟団体等を含む)、又はこれに準ずる競技を全国的に統轄する公的な団体が主催又は共催する大会
ただし、次の各号に該当する大会は、支給の対象としない。

- ・ 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟及び小中学校体育連盟が主催する大会
- ・ 本市の他の制度による金銭の交付や経費の負担を受けて出場する大会
- ・ インターネットを經由し、かつ、同会場に集合せずに開催される大会
- ・ 興行を目的とする大会

(4) 奨励金額 (案)

大会区分		奨励金の額	
		個人	団体
国際大会	国外開催	30,000円	出場登録者数に30,000円を乗じて得た額 (上限額150,000円)
	国内開催	20,000円	出場登録者数に20,000円を乗じて得た額 (上限額100,000円)
全国大会		10,000円	出場登録者数に10,000円を乗じて得た額 (上限額50,000円)

※出場登録者は、(2)の①及び③に該当する者とする。

※個人が市外に拠点をもつる団体に所属し、団体として国際大会等に出場する場合は、個人として出場する場合の報奨金の額を適用する。

(5) 選手の本市スポーツ振興への協力（案）

- ① 市の広報誌、ホームページ、SNS 等への紹介記事の掲載
- ② 選手やその団体の SNS 等への記事の掲載
- ③ 大会参加時における市の P R

3 奨励制度の開始時期

令和6年10月開始予定 ※令和6年4月からの大会を交付対象としたい。

4 奨励制度の効果

奨励金による支援制度の効果は、以下の事が考えられます。

- (1) シビックプライド（*）の醸成
- (2) 参加選手へ元気と活力を与える
- (3) 遠征費負担の軽減

(4) 競技・練習環境の改善

(5) 地域スポーツの振興

*) シビックプライドとは、「地域への誇りと愛着」を表す言葉です。自分たちの住むまちをより良いものに、そして誇れるものにしていこうという思いを指しています。「郷土愛」にも似ていますが、少しニュアンスが違います。自分自身が地域の構成員であると自覚し、さらにまちを良い場所にしていこうとする「意志」が含まれます。

